

農振除外手続きの不備と異議申出却下の疑問

1. 米原リゾート開発は、いまだ計画が明らかにされていないのに農振除外に同意されている。
2. 同開発は、自然保護条例に基づく開発同意申請が提出されていない。
3. 同開発は、景観形成条例に基づく大規模建設等の事前届出さえ提出されていない。
4. 同開発は、米原地区において住民の同意・不同意すら諮られていない。
5. 農振除外は、沖縄県により時期尚早と一旦不同意にされたが、石垣市は農政経済課だけに提出されたたった1枚だけの土地利用計画図を基に「計画は具体的で実現性が高い」と判断し、結果的に沖縄県の同意を取り付けている。
6. 同計画図は、石垣市都市計画課には提出されていない。
7. 同計画図は、米原地区住民にさえ提出されていない。
8. 沖縄県が不同意の理由とした問題点は、その後の協議でもほとんど解消されていない。
9. 米原リゾート開発予定地に含まれる農地は計画当初、「所有者である農業生産法人が要件を満たしておらず営農実態がないので、大臣転用となった場合に国は農地転用を許可しない方針」と、沖縄総合事務局より指摘された経緯があることを石垣市は認識している。
10. 石垣市開発事業事前指導要綱には、「開発事業が投機的な取引を促すようなものでないこと」と、明記されている。
11. 石垣市は「農振除外への公民館同意」を「リゾート開発への住民同意」であるとして、沖縄県に報告している。
12. 2006年3月市長選前に大濱市長は、5階建て高さ20メートルの米原リゾート開発に対し「基本的に賛成」と容認発言をしており、条例に沿った指導をするとの見解を示していない。
13. 石垣市の担当者は手続き上の不備を認めているものの、「農振法の制度上、異議申出を却下したら、協議をやり直す方法はない」と述べている。
14. 開発業者から提出されている申請書には公正証書不実記載があり、それを知りながら受理している石垣市は行政手続法ならびに地方公務員法に抵触している可能性がある。
15. 異議申出を却下しながら、申請書を修正したり追加書類を提出させることが予想され、その場合は農振法の制度に反し、同法ならびに上記諸法令に抵触している可能性がある。
16. 上記 13, 14, 15 は、石垣市職員服務規程に違反している。

以上